

# 工事成績評定書

R8

工事検査監	契約検査課長	総括副主幹	総括副主幹	総括副主幹	担 当

所 属 部 課	課 長	課長補佐	係 長

(全工事が対象)

工事番号	第 号	工事名	工 事	工事場所	長岡市	地 内
契約金額	金	円	受注者			
工 期	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	完成年月日	令和 年 月 日	検査年月日	令和 年 月 日

考 査 項 目		監 督 員						担当係長又は総括主査						検 査 員						考査項目別計			
項 目	細 別	所 属 職 氏名						所 属 職 氏名						所 属 職 氏名									
		a	b	c	d	e	採点 ×0.4	a	a'	b	b'	c	d	e	採点 ×0.2	a	a'	b	b'	c	d	e	採点 ×0.4
1 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																	
2 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10										+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10		+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0									
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10		+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0									
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	
	III 出来ばえ															+5.0		+2.5		0	-5.0		
4 工事特性	I 施工条件等への対応 (20~0) ※2											0											
5 創意工夫	I 創意工夫 (7~0) ※3			0																			
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※4							+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0											
【加減点計=1+2+3+4+5+6】		+ ・ - 点						+ ・ - 点						+ ・ - 点									
【基礎評価点 (65.0点)】 ※6		26.0 点						13.0 点						26.0 点						65.0			
【評定点計 (加減点計+基礎評価点)】 ※1		点						点						点									
7 法令遵守等 ※7								-						点									
8 総合評価 技術提案履行確認 ※8								・履行 ・不履行 ・対象外 -						点									
所 見 ( 簡 条 書 ) ※5		監 督 員						担 当 係 長 又 は 総 括 主 査						検 査 員									
【監督員】																							
【担当係長又は総括主査】																							
【検査員】																							
●特筆すべき事項を必ず記入すること。																							

※1 評価点計は、項目1~3の評定 (±加減点計) + 項目4~6の評定 (加点計) + 基礎評価点【各評価点は四捨五入により少数第1位まで記入する。】

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に当っては、監督員からの報告を受けて担当係長又は総括主査が評価するものとする。評価は (20~0) の範囲とする。

※3 創意工夫は、監督員が企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。評価は (7~0) の範囲とし、評価点は整数とする。

※4 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点のみの評価とする。

※5 所見は、各評定者毎 (監督員・担当係長又は総括主査・検査員) に特筆すべき事項を必ず記入すること。

※6 基礎評価点の計は65点とする。【評価者への配分は監督員 (26点) 担当係長又は総括主査 (13点) 検査員 (26点)】

※7 法令遵守等の評価は、減点のみの評価とし、担当係長又は総括主査が行う。

※8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合、・不履行を選択する。また対象外の工事は対象外を○で囲むこと。